

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第66号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第3（第13条関係）					
設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別		単位	金額（円）	備考
（略）					
楠多目的運動場	照明装置	全点灯	1時間	1,430	
		野球・ソフトボール用	1時間	1,320	
		陸上用	1時間	880	
		（略）			
三滝テニスコート、楠テニスコート	照明装置	三滝テニスコート	1面1時間	530	
		楠テニスコート	1面1時間	110	
		（略）			
（略）					
各施設共通	（略）				
	特殊電灯電力料		（略）		
	コインシャワー		（略）		
備考					
1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とし、野球場については2時間を1回とする（特殊電灯電力については、全施設とも午前、午後又は夜間の使用時間					

を各1回とする。)。ただし、コインシャワーは除く。
2から4まで (略)

改正前

別表第3 (第13条関係)

設備器具等利用料金の上限額

施設名	種別	単位	金額 (円)	備考	
(略)					
楠多目的運動場	照明装置	野球用	1時間	3,150	
		ソフトボール・陸上用	1時間	1,570	
三滝テニスコート、楠テニスコート	(略)				
	照明装置	1面1時間	530		
	(略)				
(略)					
各施設共通	(略)				
	特殊電灯電力料	(略)			
	コインロッカー	1回	100		
	コインシャワー	(略)			

備考

1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とし、野球場については2時間を1回とする(特殊電灯電力については、全施設とも午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とする。)。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。

2から4まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限

額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部スポーツ課)